

# 市政に対する

# 一般質問

## 水害繰り返し返す地域の科学的な原因解明と抜本的対策を

日本共産党 上田 博之

**問** 4月6日の集中豪雨では、2年前と同じ地域が大災害となった。特に早園小学校北側は、地表からの水位が127センチに達し、床上・床下浸水20棟、水没車両36台という被害となった。これを繰り返さないため、原因を科学的に明らかにし、至急、根本的な対策をとるべきである。市は周辺

151センチに降る雨水がここに集まるとしているが、新たな調整池も必要ではないか。また、現場に職員が急行できず、情報の伝達もできないなど、危機管理体制の問題点も明らかになったが、改善を図ったのか。住民説明会も、至急開催すべきと考えるがどうか。

**答** 市内の河川や排水路は、時間雨量50ミリで計画、整備されており、これを上回る今回のような豪雨には対応できないのが実情で、現在、地域の降水量と小園雨水幹線の水位変化を調査している。この調査を基に、調整池ができた場合の状態も含めてシミュレーションを行い、効果的な対策を決定したい。なお、調査する中で、必要があれば、対策などについて説明会を開催したい。また、危機管理体制は、警報が発令された段階で参集することや市民への情報伝達の回数を増やすなどの見直しを図っている。

(ほかに「資源物回収システムを住民負担の少ない方法に見直しを」を質問)

## 公共施設や補助金を利用し学童保育の環境改善を望む

武藤 俊宏

**問** 本市の学童保育は、民設民営のため、受け入れ場所の広さや周辺環境の問題で各クラブは苦慮しているのが現状である。平成19年度に厚生労働省は、公有財産の貸し付けによる学童保育の促進を提唱しており、他の自治体では、余裕教室や児童館などを利用している。また、国の補助金

を利用して、学校の敷地内に専用施設を建設している自治体もある。学童保育への補助事業は、核家族化が進み、共働き家庭やひとり親家庭が増加しつつある現在では、子育てや就労への重要な支援である。今後、学童保育の環境改善をどう進めていくのか。

**答** 学童保育クラブは、歴史的経過の中で各地域の実情に応じて、さまざまな形態により運営されるが、公共施設内に建物や建設して運営する形態もあることは十分認識している。本市は、民設民営で運営されてきた経過があるが、平成27年4月に施行される、子ども・子育て新システムで、学童保育に対する方向性や基準が示される予定である。こうした国の動向を注視しながら、公設の要望も含め、現在、各小学校で実施している、あやせっ子ふれあいプラザと学童保育との一体化または連携を、運営方法と併せて整理していきたいと考えている。

**問** 市では、環境基本計画の見直しを行っているが、その前提として、国の基本計画を踏まえた上で、市長の政策的な方針を明確に提示すべきと考えるがどうか。今年で25回目となる緑化フェアと9回目となる環境展は、目指すものは同じである。二つの事業を融合させて開催し、費用対

効果を高めるとともに、さらなる啓発につなげてはどうか。また、持続可能な社会をつくる上で、環境教育の必要性が求められており、計画の中に位置付けるべきである。環境教育のための基本計画を策定する考えはあるか。

**答** 今回の環境基本計画改定は、良好な環境を将来に引き継ぐための取り組みなどを示すものと考えている。現計画にない課題を整理し、環境の将来像を明確にする中で、政策的な方針を明示する。緑化フェアと環境展の開催目的は、似てはいるが異なる。目的達成にはどのような開催方法が適しているかを考慮し、同時開催が可能か検討したい。また、昨年施行された、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の中で、環境学習基本計画の策定を努力規定としていることから、本市でも策定していく。(ほかに「アグリパーク構想について」「幼児の水あそびか」を質問)



7月1日から7日まで平和展が開催されました。長崎、広島平和記念資料館から借用したポスターやパネルのほか、市遺族会や市民の方々などから提供された戦時中の貴重な品々が展示されました。<市役所7階市民展示ホールにて>

一般質問は、提出された議案にかかわらず、市政全般に対して、議員が執行者の考え方をただすことができるものです。6月定例会では、6月17日・18日の本会議で15人の議員から質問が行われ、論議が繰り広げられました。以下は質問・答弁の概要です(掲載は質問順、5ページまで続きます)。

## 環境都市創造に向け明確な方針を示すべきではないか

改革フォーラム 安藤多恵子

### 議会用語の

### ミニ知識

### 「表決」

表決とは、議会の意思決定に議員が参加するための手段で、賛成、反対の意思表示をすることをいいます。

このように、議長が表決をとることを「採決」といい、表決の結果得られた議会の意思決定(例えば可決、否決、同意など)を「議決」といいます。したがって、表決は、議会の審議過程における最終手続になります。

表決の方法には、大別すると議長が議題に関して賛成する者を起立させ、その多少を認定して行う「起立表決」と起立者の多少を認定しがたい場合に行う「投票による表決」、議長が異議の有無を諮る「簡易表決」の3つがあります。本市議会においては、通常「起立表決」と「簡易表決」が多く用いられています。

